



福岡県医師会第2922号(地)
平成24年 3月15日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

平成23年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

平成22年2月5日に内閣府の自殺総合対策会議において決定された「いのちを守る自殺対策緊急プラン」においては、例年、月別自殺者数が最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定められたところです。

このため、内閣府においては、平成24年3月においても、平成23年度「自殺対策強化月間」実施要項を作成し、啓発事業を始めとした関係施策を実施する予定としており、今般、内閣府自殺対策推進室長より日本医師会を通じて別紙のとおり、平成23年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、別添の「内閣府 平成23年度『自殺対策強化月間』ポスター」につきましては、日本医師会雑誌（平成24年3月号）に同封され、全会員に配付されるとともに、内閣府自殺対策ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/>) に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

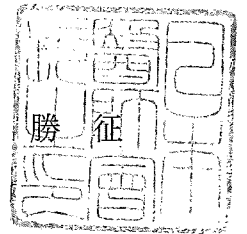
精神保健担当理事 福富稔明
会長 蒲池 壽

日医発第 1122 号(地Ⅲ243)

平成 24 年 3 月 9 日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 原 中



平成 23 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成 22 年 2 月 5 日内閣府自殺総合対策会議決定)において、例年、月別自殺者数の最も多い 3 月が「自殺対策強化月間」と定められ、内閣府においては、平成 24 年 3 月においても、平成 23 年度「自殺対策強化月間」実施要綱を作成し、啓発事業を始めとした関係施策を実施する予定としております。

このような中で、別添のとおり、内閣府自殺対策推進室長より、本会に対して、平成 23 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、別添の「内閣府 平成 23 年度『自殺対策強化月間』ポスター」につきましては、日本医師会雑誌(平成 24 年 3 月号)に同封し、全会員に配布いたしておりますとともに、内閣府自殺対策ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/>)に掲載されておりますことを申し添えます。



府政共生第106号-4
平成24年2月24日

社団法人日本医師会会長 殿

内閣府自殺対策推進室長
政策統括官（共生社会政策担当）

平成23年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）において、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」（以下「月間」という。）と定めたところです。

このため、内閣府においては、平成24年3月においても、平成23年度「自殺対策強化月間」実施要項を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の御協力をいただき啓発事業を始めとした関係施策を実施する予定です。

つきましては、貴団体におかれましても、実施要綱に基づき、普及啓発事業の実施や各種相談事業等の取組の推進を図るとともに、貴管下の職員、関係機関、関係団体に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

なお、本月間における啓発事業等を内閣府ホームページに自殺対策強化月間関連行事として掲載する予定にしておりますので、実施が予定されている場合は、下記の連絡先へ御連絡（様式問わず）をお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内閣府自殺対策推進室

電話：03-5253-2111（内線 44253）

F A X：03-3581-1249

担当者：中野

E-mail yuichi.nakano@cao.go.jp

平成23年度「自殺対策強化月間」実施要綱

平成24年2月21日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える高い水準で推移する大変憂慮すべき状況にある。また、昨年3月に発生した東日本大震災の影響は、被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、被災者への心のケアを始めとする対策は、今後数年単位で取り組むべき課題である。

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）においては、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めているところであるが、こうした自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、引き続き、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を強力に推進していく必要がある。

このため、本年度の月間においても、経済団体、労働団体、関係する職能団体、当事者等の団体及び支援団体、関係する学会、直接自殺対策に関係する活動を行っている団体その他の広い意味での自殺対策に資する活動を展開している団体及び自殺対策に関する普及啓発事業等に協力することのできる全国組織・体制を有する団体等、できる限り幅広い団体からの協賛を得て、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとする。

2 実施期間

平成24年3月1日（木）から31日（土）までの1か月間

3 実施体制

（1）実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体及び自殺対策に取り組む民間団体

(2) 協賛団体

別紙のとおり

4 実施に当たっての基本方針

(1) 国民各界各層への呼びかけ

現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があることを踏まえ、国民一人一人が、自殺を特別なことではなく、身近な問題として受け止めて自殺対策の主役となるよう、共に支えあう共生社会を形成していくという視点を持って、幅広く国民各界各層に対して呼びかけを行う。

特に、青少年、中高年及び高齢者については、それぞれの世代の特徴に応じて、また、自殺者の親族等については、その心情に配慮した呼びかけを行う。

(2) 自殺予防についての正しい知識の普及及び相談機関を積極的に利用する意識の定着

自殺対策の推進に際しては、国民全体に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について、国民の理解の促進を図ることが重要である。

(3) 自殺者の親族等に対する支援の必要性についての理解促進

自殺者の親族等は、家族等の自殺による深刻な心理的影響のみならず自殺についての偏見や無理解から社会的に孤立していることが多いことを踏まえ、自殺者の親族等の主体性を尊重しつつ、支援の必要性について国民の理解の促進に努める。

(4) 様々な主体との連携・協力の推進

効果的な事業を実施する観点から、関係省庁、地方公共団体、協賛団体等の様々な主体と積極的な連携を図り、自殺対策強化月間にふさわしい啓発事業の実施に努める。

また、地方公共団体、協賛団体等の様々な主体が啓発事業等を効果的に実施できるよう協力する。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係省庁、地方公共団体、協賛団体等の協力を得て、全ての国民を対象にし、キャラクターを活用する等の方法により分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施する（別添）。

ア 「自殺対策強化月間」のテーマを「全員参加」とし、幅広い分野の関係団体や国民を巻き込んだ国民運動として展開する。

イ 悩みを抱えたときに、まず身近に相談出来る存在がいること、孤立・孤独を防ぐことが自殺予防にとっては重要である。

このため、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」としての意識を持ってもらうよう、広く国民に普及啓発活動を展開する。

特に本年は、「あなたもゲートキーパー宣言！」というキャッチフレーズを用いて幅広い国民への周知を図り、一人でも多くの国民及び団体に「ゲートキーパー宣言」をしてもらえるよう努める。

ウ 内閣府において、新聞、テレビ、ラジオ、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動を実施するとともに、関係省庁、地方公共団体、協賛団体等に対しても実施を呼びかける。

エ その他国民が自殺対策を身近なものとして認識するよう啓発する。

（２）相談支援事業の実施

関係省庁、地方公共団体、協賛団体等の様々な主体に対して、自殺対策強化月間中に集中的な各種相談事業の実施を呼びかける。

なお、地方公共団体にあっては、地域自殺対策緊急強化基金を活用するなど、事業の積極的かつ効果的实施に努める。

（３）報道関係者に対する普及啓発の促進

報道が自殺を誘発したり、精神疾患・精神医療への偏見を助長したりすることのないよう、また、報道機関には自殺対策に資する報道に努めてもらうよう、世界保健機関の「自殺予防・メディア関係者のための手引き」の更なる普及啓発の促進を図る。

（４）日常的な活動の場の活用

関係省庁、地方公共団体、協賛団体等様々な主体により、それぞれの日常的な活動の場所や機会を積極的に活用した自殺対策の普及啓発の実施

を呼びかける。

(5) 実施主体における趣旨の徹底

実施主体は、対外的な啓発事業等の実施のみならず、所属職員に対しても本月間の趣旨等を周知徹底するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、「自殺対策強化月間」に係る啓発事業に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定めるものとする。

(協賛団体) (予定)

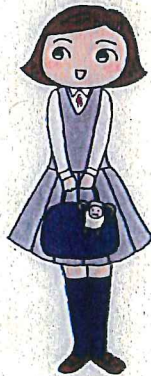
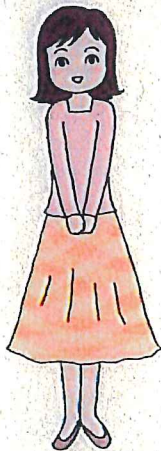
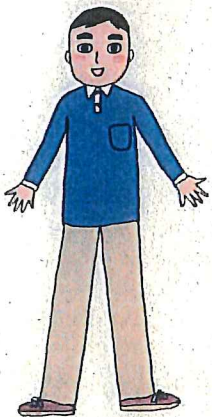
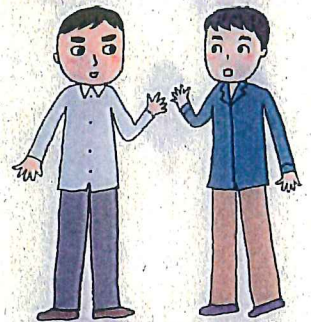
- ・ 社団法人日本医師会
- ・ 社団法人日本薬剤師会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 社団法人日本産業カウンセラー協会
- ・ 社団法人日本精神保健福祉士協会
- ・ 社団法人日本精神科病院協会
- ・ 社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・ 社団法人日本精神科看護技術協会
- ・ 社団法人日本看護協会
- ・ 一般社団法人日本臨床心理士会
- ・ 一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 全国商工会連合会
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 全国中小企業団体中央会
- ・ 公益社団法人経済同友会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所
- ・ 公益財団法人日本生産性本部
- ・ 日本貸金業協会
- ・ 社団法人全国消費生活相談員協会
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 日本アルコール・薬物医学会
- ・ 日本アルコール精神医学会
- ・ 日本うつ病学会
- ・ 日本産業精神保健学会
- ・ 日本児童青年精神医学会
- ・ 日本精神衛生学会
- ・ 日本老年精神医学会
- ・ 日本社会精神医学会
- ・ 日本心理臨床学会

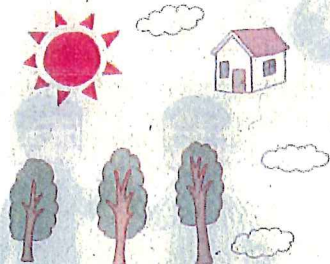
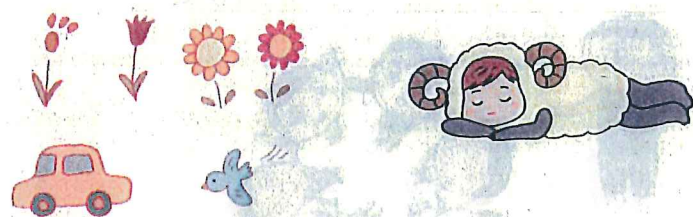
- ・日本心身医学会
- ・日本学生相談学会
- ・社団法人日本小児科学会
- ・日本法医学会
- ・社団法人日本精神神経学会
- ・日本自殺予防学会
- ・日本公衆衛生学会
- ・日本精神科救急学会
- ・日本睡眠学会
- ・日本臨床救急医学会
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・社団法人日本民営鉄道協会
- ・社団法人日本PTA全国協議会
- ・社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・全国連合小学校長会
- ・全日本中学校長会
- ・全国高等学校長協会
- ・全国定時制通信制高等学校長会
- ・特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
- ・社団法人中央青少年団体連絡協議会
- ・特定非営利活動法人教育支援協会
- ・全国人権擁護委員連合会
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・財団法人全国老人クラブ連合会
- ・社団法人国民健康保険中央会
- ・社団法人日本フランチャイズチェーン協会
- ・独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・財団法人産業医学振興財団
- ・中央労働災害防止協会
- ・社団法人日本心理学会

- ・ 社団法人日本社会福祉士会
- ・ 全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会

(順不同)









あなたも ゲートキーパー 宣言!



イラスト：細川昭々

あなたも、“ゲートキーパー”の輪に加わりませんか？

気づき

家族や仲間の変化に
気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、
耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談
するよう促す

見守り

温かく寄り添いながら、
じっくりと見守る

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人のことです。

